

保護者の皆様へ

富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園

## 平成29年度 私立子ども園の施設型給付費について

平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、支給認定を受けたお子さんが子ども園を利用した場合、その費用に対し給付費が支給されるようになりました。この給付費のことを「施設型給付費」といいます。

ただし、施設型給付費については、利用者の皆さんに直接支給するものではなく、お住まいの区市町村から施設に支払うしくみ（法定代理受領と言います）となっています。法定代理受領を行った場合、本来皆様が受け取るべき給付額を区から保護者の皆様へ通知する旨条例で定められていることから、今回、施設型給付費の額をお知らせするものです。

※ このお知らせは平成29年度における施設型給付費の概算額を報告するものです。  
これにより、追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

※ 私立保育園に通っているお子さんについては、施設に対して給付費に代わる委託費が支払われているため、このお知らせの対象外となります。

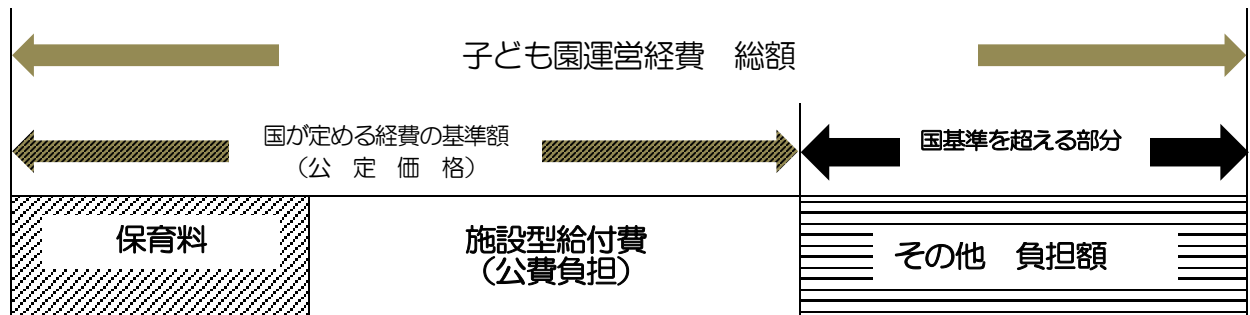
※ 認可を受けていない保育施設（認証保育所など）については、この給付制度の対象にはなりません。

### 1 施設型給付費とは

施設型給付費 = 国が定める経費の基準額（公定価格） - 利用者負担額（保育料）

【例】 0歳児（保育標準時間認定、保育料階層D16、保育料月額38,500円の場合）  
施設型給付費（年額1,963,350円）= 公定価格（年額2,425,350円）- 保育料（年額462,000円）

#### イメージ図



※ 施設型給付費とは、お子さん一人当たりの保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額（公定価格）から保育料を差し引いた公費による負担額です。

## 2 平成29年度における施設型給付費（予定額）

富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園の公定価格および施設型給付費は以下のとおりです。施設型給付費は、クラスや保育料により各ご家庭で異なります。お子さんのクラスや保育料に当てはめてご確認ください（表中の金額は年額です。）。

### (1) 保育標準時間認定

歳児クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費 (年額)
0歳児	2,425,350円	0円～896,400円	1,528,950円 ～2,425,350円
1歳児 2歳児	1,508,020円		611,620円 ～1,508,020円
3歳児	929,510円	0円～351,600円	577,910円 ～929,510円
4歳児 5歳児	—	—	—

### (2) 保育短時間認定

歳児クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費 (年額)
0歳児	2,346,260円	0円～880,800円	1,465,460円 ～2,346,260円
1歳児 2歳児	1,432,720円		551,920円 ～1,432,720円
3歳児	854,770円	0円～345,600円	509,170円 ～854,770円
4歳児 5歳児	—	—	—

### (3) 教育認定(1号認定)

歳児クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費 (年額)
3歳児	—	—	—
4歳児	—		—
5歳児	—		—